



|                  |                                                                                     |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | サハリン流刑植民地のイメージと実態：偏見と適応                                                             |
| Author(s)        | 天野, 尚樹                                                                              |
| Citation         | 境界研究, 1, 113-144                                                                    |
| Issue Date       | 2010-10-29                                                                          |
| DOI              | <a href="https://doi.org/10.14943/jbr.1.113">https://doi.org/10.14943/jbr.1.113</a> |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/61322">https://hdl.handle.net/2115/61322</a>   |
| Type             | departmental bulletin paper                                                         |
| File Information | 07Amano.pdf, 本文                                                                     |



## サハリン流刑植民地のイメージと実態

### — 偏見と適応 —

天 野 尚 樹

#### はじめに

19世紀後半から日露戦争までの時期におけるロシア帝国と東アジアの関わりを考えると、これを「入亜」の時代とみることができる。この時代の画期をより具体的にいえば、国家間関係においては1858年の愛琿条約、1860年の北京条約、1875年の樺太千島交換条約(サンクトペテルブルグ条約)などによるロシア極東の領域画定に求められる。一方、国家間の政治的関係ではなく、東アジアとロシア極東を含む北東アジアの社会経済的な地域間関係に着目するならば、1867年のアラスカ売却、1871年のニコラエフスクからウラジオストクへのシベリア小艦隊主港移転にその画期を求めることができる。

国家間関係における「入亜」において、ロシア帝国は西欧列強の一角として、北東アジアにインパクトを与える側に立っていた。一方、地域間関係のレベルにおいては、アジアに対して従属的な依存関係にあった。ふたつのレベルの差異は、画期のずれだけでなく、ロシアの立ち位置の違いにもあらわれていた<sup>(1)</sup>。

ここで、地域間関係についてその実態をさらに述べれば、対アジア依存関係におかれた要因のひとつとして石炭の安定的供給体制の未整備をあげることができる。ロシア帝国が石炭自給政策の要として当初期待したのがサハリン島の炭鉱開発であった。ここでその詳細を論じる余裕はないが<sup>(2)</sup>、結論だけいえば、ウラジオストクを主とするロシア極東大陸部は、タタール海峡(間宮海峡)をはさんだサハリン島の石炭を自ら

(1) 日露戦争までの北東アジアにおけるロシアの歴史を、地域間関係の側に立って「入露」の時代と規定する歴史像の提示は、原暉之「近代東北アジア交易ネットワークの成立：環日本海圏を中心に」左近幸村編『近代東北アジアの誕生：跨境史への試み』北海道大学出版会、2008年、25-59頁。なお筆者は、東アジア諸国にロシアを加えた国家を単位とする領域を「北東アジア」とし、一方、国境を跨いで自律的な交易圏を形成していたロシア極東、中国東北部、朝鮮半島、日本の日本海沿岸部の一帯を、北東アジアの地域的サブシステムとしての「東北アジア」、と意図的に使い分けている。

(2) 帝政期サハリン島の石炭開発と、ロシア極東大陸部とりわけウラジオストクとの交易関係の詳細については、天野尚樹「サハリン石炭と東北アジア海域史」左近編『近代東北アジアの誕生』(前注1参照)、83-109頁。

にとりこむことはできなかった。西欧列強としてのロシア帝国が自国領としたサハリン島は、地域間関係における「入露」を果たしたわけではなかった<sup>(3)</sup>。その原因は、積出港の未整備や、輸送体制の不備といった物理的問題に加え、サハリンが流刑地であったという事実に基づく主観的要因に帰する面も大きい。

帝政期サハリンが流刑囚の島であるというのは、事実としてそうであっただけでなく、当時広く抱かれたイメージでもあった。流刑囚はロシア帝国の司法制度に管理された存在であり、その意味でロシア帝国民であったことも確かである。しかし、同時代のロシア人一般にとって、流刑囚は自分たちと同じ「ロシア人」とイメージされる存在ではなかった。流刑囚は市民権をはく奪された二級市民であり、墮落した忌むべき存在であるという認識が定着していた。したがって、流刑囚の暮らす島は「ロシア」という想像の境界の向こう側にある「非ロシア」の土地であり、また彼らを基礎として推進されるはずの植民地建設事業に成功の見込みはない、というのが官民間わす抱かれていたサハリン観であった。

帝政期の植民問題の専門家で、『植民地としてのサハリン』<sup>(4)</sup>というすぐれたサハリン論を1905年に上梓したA. A. パノフ(Panov)は、同書刊行後に出版した『サハリンとは何か、そしてそれはわれわれに必要なか』のなかで、「サハリンについては確定的な意見がすでにできあがってしまっている」<sup>(5)</sup>と述べた。「確定的な意見」とは、サハリンは日本やアメリカに売り渡してしまった方がましだ、という世論の高まりを指す<sup>(6)</sup>。

日露戦争の戦火がサハリンに及ぼうとしていたころ、こうしたサハリン不要論は政府の中枢部でも議論されていた。極東太守エヴゲニー・アレクセーエフ(Evgenii Alekseev)は、1905年3月23日<sup>(7)</sup>付けの外務大臣ウラジミール・ラムズドルフ(Vladimir Lamzdorf)宛て極秘電報で、サハリンの天然資源開発の利権をアメリカに供与すべきとの提案をおこなった。ロシア側の脆弱な防衛体制では、サハリンは日本に占領される可能性が濃厚であることから、事前にアメリカ企業と開発契約を結んで、

(3) ロシア帝国がサハリンの「入露」に本格的に取り組むのは、日本とのあいだで島が南北に分割され、流刑制度が廃止された日露戦争後の時代である。本稿は日露戦争までを対象とするので、ここではふれない。この問題については、原暉之「日露戦後ロシア領サハリンの再定義：1905～1909年」原暉之編『日露戦争とサハリン島』北海道大学出版会(近刊)、を参照してほしい。

(4) Панов А.А. Сахалин, как колония. Очерки колонизации и современного положения Сахалина. М., 1905. なお、パノフについてさしあたり以下のロシア語拙稿をみてほしい。Аmano Н. Дискурс А.А. Панова о Сахалине в 1905 году // Россия и островной мир Тихого океана. Вып. 1 / Под ред М.С. Высокова. Южно-Сахалинск, 2009. С. 45-50.

(5) Панов А.А. Что такое Сахалин и нужен-ли он нам? СПб., 1905. С. 6.

(6) Там же. С. 4.

(7) 本稿の日付は旧ロシア暦で表示する。新暦に直す場合は19世紀で12日、20世紀で13日を加える。

戦後も利益を確保できるようにしてはどうか、というのがその趣旨だった<sup>(8)</sup>。この提案には伏線があり、すでに前年の1904年8月にアレクセーエフは、流刑制度廃止を準備するよう沿アムール総督に指示を出していた<sup>(9)</sup>。

アレクセーエフの提案について農業・国有財産相アレクセイ・エルモロフ (Aleksei Ermolov) から同意を得た<sup>(10)</sup> ラムズドルフはそれをさらに進めて、島自体をアメリカに売却する案の検討を指示した。アメリカ政府が2億ルーブルでサハリンを購入する準備があるという情報を得たラムズドルフは、借款無しで大量の資金を調達できること、サハリンを拠点とした日本のさらなる侵略から国境の安全が保障されること、講和条約交渉において日本に領土を割譲することを避けられることを理由に売却をはかろうとしたのである<sup>(11)</sup>。

結果的にこの案は却下されたが、サハリンに対する否定的イメージはこのように根強いものがあつた。それは、現代のサハリン人アイデンティティにも影を落としている。ゆらぐ境界領域で、「ロシア」から排除されてきた経験をもつサハリン人のあいだには、一見正反対のアイデンティティの相克がみられる。すなわち一方には、自分たちは今や正真正銘のロシア人であり、サハリンはロシア大陸部と不可分の一体的空間であることを声高に主張する集団心性がある<sup>(12)</sup>。他方には、19世紀後半にロシア帝国の範域に組み入れられて以降現代にいたるまで、疎外された従属的異空間＝植民地におかれているという歴史観から、むしろロシア大陸部とは一線を画した空間に生きるオリジナルな存在であるという自意識が存在する<sup>(13)</sup>。

一見すると正反対な地域アイデンティティだが、じつは両者の根は同じである。つまり、辺境の境界領域にある島という地理的特性と、それゆえに経験してきた歴史の

(8) Письмо наместника Е. И. В. на Дальнем Востоке Е. И. Алексеева В. Н. Ламздорфу о русско-американской концессии на о. Сахалин. 23 марта 1905 г. // Россия и США: дипломатические отношения 1900-1917 / Сост. Ю.В. Басенко и др. М., 1999. С. 79.

(9) РГИА ДВ (Российский государственный исторический архив Дальнего Востока). Ф. 702. Оп. 5. Д. 634. Л. 1-2. この資料は原暉之氏より提供を受けた。記して感謝する。

(10) Письмо министра земледелия и государственных имуществ А. С. Ермолова В. Н. Ламздорфу о проекте русско-американской концессии на о. Сахалин. 25 марта 1905 г. // Россия и США (前注8参照). С. 81-82.

(11) Телеграмма В. Н. Ламздорфа А. П. Кассини о продаже о. Сахалин Соединенным Штатам. 30 марта 1905 г. // Там же. С. 82-83.

(12) 現代サハリンにおける辺境ナショナリズムの具体的あらわれについては、安野正士「現代ロシアの対日ナショナリズム：サハリン州議会の活動を中心に」木村汎・袴田茂樹編『アジアに接近するロシア：その実態と意味』北海道大学出版会、2007年、188-210頁。

(13) *Высоков М.С.* Исторический опыт колонизации Сахалина Россией и судьбы коренного населения. Острова в XIX-XX веках // Ученые записки Сахалинского государственного университета. Сборник научных статей. Вып. VII. 2008. С. 78-86.

記憶が対照的な自意識の根元にある。ナショナリスティックな心性も、本国ロシア大陸部から切断された周縁的空間であり、かつ外国からの脅威の最前線にあるという二重の差異化要因がもたらす、見捨てられるかもしれないという不安感の産物である。そして、その不安感には歴史的裏づけがある。流刑地という起源を持ち、差別的な空間として建設されたという歴史の記憶が「辺境ナショナリズム」の淵源となり、また「植民地としてのサハリン」という地域の自意識を生み出しているのである<sup>(14)</sup>。

そこで本稿で検討される第1の問いは、「流刑地の島」「流刑囚の植民地」という排除のイメージが言説上の空間でどのように構築されていったのかという問題である。これは、現代サハリン人のアイデンティティの起源を探る作業でもある。この問いについては、帝政期サハリンの流刑制度に関する同時代文献から、主として刑務当局者の言説を分析対象として接近する。

サハリンの存在をロシア社会に知らしめ、イメージを抱かせる機能を果たした言説のうち、もっとも影響力の大きかったのはやはりアントン・チェーホフ (Anton Chekhov) の『サハリン島』である。1895年に発表された『サハリン島』には<sup>(15)</sup>、この島の暗い側面が印象的な筆致で数多く書き込まれている。チェーホフは、サハリン旅行の前後に、同時代の関連文献を網羅的に読みこなしている<sup>(16)</sup>。第2章で取り上げる19世紀中の文献は、チェーホフに強く影響を与えたものと意図的に重ね合わせている。すなわち、そこで検証されるサハリンの否定的イメージはチェーホフが抱いていたイメージでもある。

しかし、そのイメージは実態を反映していたのだろうか。実は、チェーホフが来島した1890年<sup>(17)</sup>という時期は、住民の生活が変わりはじめ、イメージとは異なる実態がめばえ出す帝政期サハリン史の転換点でもあった。

このチェーホフ『サハリン島』をテキスト分析する第3章を境に、本稿は実態分析に重点を移す。マリーナ・イシチェンコ (Marina Ishchenko) は、2007年に出版した画期的な研究『サハリンのロシア人古参住民』で、19世紀の終わりごろにはサハリンが流刑囚ではなく農民の島になりつつあったことを明らかにした<sup>(18)</sup>。そこで、流刑囚による入植が実際にはどのように進められたのかという問題を第2の問いとし、1890年代に焦点をあて、農民化

(14) Ульянникова Ю. Международная студенческая СЕР конференция «Сибирь – Дальний Восток: региональная идентичность на пороге XXI века» (Южно-Сахалинск, 5-7 мая 2001 г. // Ab Imperio. 2001. № 3. С. 470.

(15) 『サハリン島』は、第1章から第19章にあたる部分が『ロシア思想』(Русская мысль) 1893年第10号から翌94年第7号まで8回にわたって連載され、その後第20章から第23章が加筆されて、1895年に単行本として出版された。

(16) チェーホフの利用した文献リストは以下に紹介されている。Чехов А.П. Остров Сахалин (Из путевых записок) // Полное собрание сочинений и писем в тридцати томах. Сочинения. Т. 14-15. М., 1978. С. 887-897.

(17) チェーホフは、1890年7月に来島し、同年10月まで約3か月滞在している。

(18) Ищенко М.И. Русские старожилы Сахалина. Вторая половина XIX- начало XX вв. Южно-Сахалинск, 2007.

の進展の過程をより詳細に検証する。あわせて、イメージが実態の形成にどのような影響を与えたのかという点についても検討する。

すでに示唆したように、帝政期サハリンのイメージと実態には乖離があった。「流刑囚の植民地」というイメージとは異なる実態が島では進行していた。しかし、その実態はイメージを変えるまでにはいたらなかった。なぜそれがかなわなかったのか。この問いに答えることでまとめとする。

帝政期サハリンの植民地建設過程については、アレクサンドル・コスタノフ (Aleksandr Kostanov) の『ロシア人によるサハリン開発』が概説的知識を得るには現在でも有効である<sup>(19)</sup>。そして何より、上述のイシチェンコ『サハリンのロシア人古参住民』は、歴史人口学的アプローチと民族学的手法を駆使し、文書館資料の博搜と、帝政期古参住民の子孫への聞き取りによって、流刑植民地の認識を大きく進めた。本章は、イシチェンコの研究を参考にしつつ、イメージと実態の差異の態様に焦点をあてることによって、新味を出そうとしている。

本論に入る前に、流刑囚についての基本情報を提示しておく。行政府や刑務当局者などの言説では「流刑囚」(ссылные)と一括して認識されることが多かった彼らは3つの身分的カテゴリーに分類される。すなわち、「流刑苦役囚」(ссылно-каторжные)、「流刑入植囚」(ссылно-поселенцы)、「流刑上がり農民」(крестьяне из ссылных)の3身分である。

このうち、流刑苦役囚(以下、苦役囚)は純然たる囚人であり、刑罰としての労役に服さねばならない。苦役囚は、模範囚と認められれば10か月の労役が1年に換算され、炭鉱労働は1年が1年半に換算された。また実際には刑期満了の2～3年前には苦役囚身分から解放され、20年以上の長期刑は半分以下に短縮されることが多かった。チェーホフによればこれは、刑罰の長期化が囚人を肉体的・道徳的に衰えさせ、植民という流刑のもうひとつの役割を果たすことができず、「植民地の厄介者」になることを防ぐための政府の「譲歩」であるという<sup>(20)</sup>。

苦役囚としての刑期を終えると流刑入植囚(以下、入植囚)に編入される。この身分は、島内に選定された入植地に居を構えて農業などに従事する。植民地の建設という流刑制度の重要な目的の達成において、中心的機能を果たすグループである。村団の形成や移動の自由など種々の制限はあるものの、住民同士のあいだではもはや卑しい身分とはみなされず、彼らの自意識においても実際の生活においても、農民あるいは自由民とほとんど変わるところはなかった。編入後2～3年たつと、健康上の不具合がある場合を除いて、国庫からの食料供給もなくなり、完全に自活していかなければならない。

(19) Костанов А.И. Освоение Сахалина русскими людьми. Южно-Сахалинск, 1991.

(20) Чехов. Остров Сахалин (前注16参照) С.228. [邦訳: 松下裕訳『サハリン島(チェーホフ全集12)』ちくま文庫、1994年、362頁] 以下、訳文は基本的に松下訳を利用したが、一部表記を改めた箇所がある。

原則として10年、恩赦があれば6年ほど入植囚として過ごす、流刑上がり農民(以下、流刑農民)に編入される。この身分になると市民権はほぼ完全に回復され、制度上も自由民と同等に扱われる。島内における移動は自由になり、1888年以降は島外への転出も認められた。ただし、故郷への帰還と、サンクトペテルブルクとモスクワへの移住は禁止されていた。

## 1. サハリン流刑の開始

1854年4月3日、ロシア太平洋艦隊の主力フリゲート艦オーロラ号はペルーのカラオ港に入港した。その6日前の3月29日、同じカラオ港に入港した船があった。イギリス太平洋艦隊司令長官デビッド・プライス(David Price)率いるフリゲート艦プレジデント号である。プライスはここでフランス太平洋隊司令長官フェブリアル・ド・ブワンテ(Febrier Des Pointes)と合流する。ロシアとオスマン帝国が交戦中のクリミア戦争への参戦を前提とした行動である。3月16日、英仏両国はロシアに対して宣戦を布告した。その報がペルーのプライスらに届いたのは4月26日のことだった。ロシア船オーロラ号は4月14日にカラオ港をあとにしていた。

宣戦布告を耳にしたプライスとド・ブワンテはオーロラ号を追ってカラオ港を出港した。途中、ホノルルに寄港し、カメハメハ3世(Kamehameha III)主催の宴に興じるなど、8日間をハワイで過ごした。英仏艦隊がオーロラ号を捕捉できなかったことはいうまでもない。

同年8月26日、英仏連合艦隊6隻はカムチャツカ半島のペトロパヴロフスク港を攻撃した。オーロラ号は英仏艦隊を迎え撃ち、千人弱の沿岸守備隊は7つの砲台に立てこもって応戦した。英仏軍は209名の死者と多数の負傷者を出し、ロシア側の死者は35名にとどまった。

とはいえ、英仏艦隊の戦力はロシア軍を圧倒しており、態勢を整えて再攻撃にのぞめばロシアの不利は明らかだった。そこでロシア海軍は越冬後の1855年4月、ペトロパヴロフスクからアムール河口のインペラートル湾に移動し、その後北方のデカストリ湾にむかった。ここで3隻のイギリス艦に攻撃を受け、さらに北方のラザレフ岬に退却した。極東でのクリミア戦争はここで終了する。英仏軍はロシア艦隊を発見することができなかった。英仏両国ではいまだサハリン半島説が信じられており、タタール海峡を南から北へ抜けることは不可能だと思ったからである<sup>(21)</sup>。

英仏軍の極東攻撃の前後で、東シベリア総督ニコライ・ムラヴィヨフ(Nikolai Murav'ev)のサハリンに関する論調は大きく変わる。1854年8月19日、対日交渉にむか

---

(21) John J. Stephan, "The Crimean War in the Far East," *Modern Asian Studies* 3, part 3 (1969), pp. 261-294.

うエヴフィミー・プチャーチン(Evfimii Putiatin)に宛ててムラヴィヨフはつぎのような書簡を送っていた。「サハリンの国境画定については、ほんのわずかでもサハリンの土地が日本の領土であることを認めることになるよりは、これまで通り境界を分かたない状態のままにしておく方が望ましい。……日本人には、これまでどおり漁業や商売を営みつづけることはできるが、島の防衛に関しては強国であるロシアが担うことを伝えられたい。……忘れてはならないのは、われわれが英仏を恐れてはいないことを日本人に伝えることである」<sup>(22)</sup>。サハリンについては「界を分かたず是迄仕来之通」とされた1855年1月26日締結の日露和親条約は、この時点でのムラヴィヨフの意向にもそったものだったといえよう。

しかし、クリミア戦争終了後のムラヴィヨフはサハリンの全島領有を主張するようになる。1858年11月に日本との直接交渉を政府に直訴したムラヴィヨフは、イギリスのサハリン占拠を防ぐためにサハリン全島の獲得が必要であることを強く訴えた<sup>(23)</sup>。皇帝の承認を受けてムラヴィヨフは1859年7月、江戸で国境画定交渉をもつが、成果はあがらなかった。帰国後の10月30日付で外相アレクサンドル・ゴルチャコフ(Aleksandr Gorchakov)に宛てた報告でもムラヴィヨフは、「日本が弱体であるせいで、他のすべての国々も容易に支配可能である」とサハリン南部の占領と強化を訴えている<sup>(24)</sup>。

ムラヴィヨフ年来の主張である「イギリスにアムールを渡してはならない」<sup>(25)</sup>という危機感はクリミア戦争で現実味を帯びた。さらにムラヴィヨフは、日本滞在で日本人に対してつぎのような印象をいだいていた。「日本人はわれわれなしでもすべてを、とりわけ海事についてマスターするだろう。まもなくわれわれを追い越す人びとを教えるよりも、われわれ自身が彼らから学ぶべきである」<sup>(26)</sup>。クリミア戦争後のムラヴィヨフがサハリン全島領有へと主張を変えた理由は想像に難くない。

ムラヴィヨフの後継総督であるミハイル・コルサコフ(Mikhail Korsakov)は、ムラヴィヨフの主張の全面的支持者であっただけでなく、さらなる強硬派であった。東シベリア総督就任前からサハリン全島領有のためには武力衝突も辞さない態度を表明していたコルサコフは、就任後の1865年に「サハリン島の支配に関する活動と現状の概況」という皇帝宛上奏文を提出し、サハリン島南部の軍備増強を進める<sup>(27)</sup>。全島占領というロシア側の意図を前提とし、ロシア人の南進と日露両国民の「共同領有」を認めたカラフト島仮規則が1867年3月18日にペテルブルクで調印された直後の同年6月末には、アニワ湾のトーフ

(22) Барсков И. Граф Николай Николаевич Муравьев-Амурский. Кн. 2. М., 1891. С. 115-116. I.

(23) 麓慎一「日本開国期における帝政ロシアのサハリン島政策」『東京大学史料編纂所研究紀要』19号、2009年、121-122頁。

(24) Барсков. Граф Николай Николаевич Муравьев-Амурский (前注22参照) Кн. 2. С. 276-277.

(25) Там же. Кн. 2. С. 48.

(26) Там же. Кн. 1. С. 559.

(27) 麓「日本開国期における帝政ロシアのサハリン島政策」(前注23参照)、118-122頁。

ツ湖畔(ブッセ湾)に、「ムラヴィヨフ哨所」と命名された基地の建設が着工し、300人の兵士が駐屯した。1869年4月には、東シベリア第4正規大隊が派兵され千人規模で兵力が增強された<sup>(28)</sup>。

また、自由民による入植の推進も企図された。実際、1869年にはトボリスク県から10家族、イルクーツク県から11家族の合計119名がクスンナイに移住してきた。彼らには、食料援助や金銭的支援、兵役免除などの特典が与えられた<sup>(29)</sup>。また、露米会社の廃止後アメリカに売却(1867年)されたアラスカからアレウト人を入植させることも試みられた<sup>(30)</sup>。しかし、自由民入植は遅々として進まなかった。そうした流れのなかで、「新領土開拓時のロシアにおけるひとつの伝統」<sup>(31)</sup>である懲罰植民地化、すなわち流刑制度の導入がはかれるのである。

サハリンに囚人を移送しようという考えは1858年に流刑囚自身の発案で起こった。当時ニコラエスフクで刑に服していたイヴァン・ラプシン(Ivan Lapshin)という人物が、現地駐留軍の手によってすでに採掘がはじまっていたドウエの炭鉱での労役を刑務当局に願い出た。この請願が容れられ、1858年9月、サハリンにはじめて囚人が護送されてきた<sup>(32)</sup>。1861年には20人の囚人がドウエに移送されてきた。当初は1日20コペイカの労賃に衣食が供給されたが、1862年以降は採炭1プードあたり2コペイカの出来高払い制になり、衣食は自弁とされた。また農業を兼業することは禁じられた<sup>(33)</sup>。流刑囚による農業開拓の試みは1862年に発案され、専業者による作業が1864年にドウエ近郊で開始されるが、ほとんど成果はあがらなかったようである<sup>(34)</sup>。

サハリンを流刑地として囚人による植民をすすめる決定を政府が正式に下したのは1868年5月のことである。これを策定した、囚人労働の組織に関する特別委員会は、流刑地としてのサハリンの利点を6つあげている。第1に、「海によってロシアの境界と隔てられているというサハリン島の地理的位置は、脱走から大陸を守ることができる」。第

(28) 秋月俊幸『日露関係とサハリン島：幕末明治初年度の領土問題』筑摩書房、1994年、207頁。

(29) Панов. Сахалин, как колония (前注4参照) С. 58-61.

(30) Базаллийская О.Т. Краткий обзор документов Государственного архива Иркутской области по истории вольного заселения Сахалина на рубеже 60-70-х гг. XIX в. // Краеведческий бюллетень. 1994. № 2. С. 133-136.

(31) Ремнев А.В. Россия Дальнего Востока. Имперская география власти XIX- начала XX веков. Омск, 2004. С. 418.

(32) Власов В.И. Краткий очерк неустойств, существующих на каторге. Б. м. 1873. С. 22.; Новомбергский Н.Я. Остров Сахалин (Очерк сахалинской жизни). СПб., 1903. С. 19.

(33) この額は決して少なくはない。露天掘りが可能で採掘が容易だったこともあり、平均で月14～15ルーブル、なかには140ルーブルをひと月で稼ぐものもいた。ヴラーソフによれば、「ヨーロッパ部ロシアで普通の労務者が日に5ルーブルも稼げるところなどどこにもない」。この賃金体系は1869年まで続いた。Власов. Краткий очерк неустойств (前注32参照) С. 22-23; Панов. Сахалин, как колония (前注4参照) С. 54.

(34) Мишуль М.С. Очерк острова Сахалина в сельскохозяйственном отношении. СПб. 1873. С. 91-94.

2に、「サハリン流刑は終身刑と認められる」ものであり、懲罰に重みを加えるのにふさわしい。第3に、人も住んでいない広大な土地をもつサハリン島には、「新しい困難な人生を歩みはじめさせられる流刑囚たちの活動をさまたげるものがない」。したがって、囚人の矯正手段としても適当である。第4に、自由移民による入植が望みえない状況にあるだけに、サハリンに流刑囚を集中させることは「島の領有の恒久化のための礎になる」。第5に、流刑囚を石炭開発に従事させることによって大きな利益をもたらさう。第6に、すべての流刑囚をサハリンに集中させることによって囚人の維持費を大幅に削減できる<sup>(35)</sup>。

フランス領ニューカレドニアをモデルとした流刑制度の制定により<sup>(36)</sup>、1869年4月に800人の囚人がサハリンに護送されてきた。1873年の開拓使調査によれば、サハリンにおける日本の永住・寄留者の合計が660人であったのに対して、ロシア人の人口は1,162人とほぼ倍近い差に開いていた<sup>(37)</sup>。当時の駐日英国公使は、「サハリンは大半がロシアに属しており、今から日本が着手するのは遅すぎる」<sup>(38)</sup>として、サハリンの放棄を日本政府に暗にうながすようになった。1875年の樺太千島交換条約によってサハリン島は法的にロシア帝国の領土となる。しかし、それ以前に事実上のロシア領化は果たされていた。「島の領有の恒久化の礎」という流刑制度導入の目標のひとつは達成されたとみることができよう。

流刑制度導入を受けて行政機構も整備された。1868年10月にコルサコフ東シベリア総督の命令でサハリン島は沿海州内の管区として独立の行政単位となった。管区長には、サハリン駐留部隊長のフョードル・デプレラドヴィチ(Fedor Depreradovich)が任命された。サハリン島管区長は名目的には島全体を包括する首長的存在であるが、実際に統括する範囲は南サハリンに限られた。通信・交通手段の不備によって南北を一体的に統治することが不可能だったからである。北部については、ドゥエの囚人は沿海州武官知事の直轄下に、非囚人の統治はニコラエフスク郡警察署長の管轄下にそれぞれおかれた。

1876年に島内ではじめてドゥエに刑務所施設が建設され、1879年以降は義勇艦隊が年2回の囚人を移送してくるようになり、流刑囚の数は大幅に増えた<sup>(39)</sup>。義勇艦隊は1903

(35) Тальберг Д. Ссылка на Сахалин // Вестник Европы. 1879. № 5. С. 220-221.

(36) Ремнев. Россия Дальнего Востока (前注31参照) С. 418.

(37) 秋月『日露関係とサハリン島』(前注28参照)、215頁。

(38) 外務省編『大日本外交文書』第2巻第2冊、外務省、1936年、476頁。

(39) Щербак А.В. Перевозка ссыльно-каторжных на остров Сахалин морем // Тюремный вестник. 1893. № 9. С. 239-241.

(40) 残念ながら、正確な統計データは管見のかぎりない。2万人以上という数字は、いくつかの断片的情報から筆者が計算したものである。正確といえる情報は、マリーナ・イシチェンコがオデッサの乗船名簿から算出した1884～1894年の数字(10,488人)と、皇帝宛上奏報告書の1899～1900年の数字(2,324人)だけである。1895～1898年については大陸からの陸路護送者も含めた総数(7,847人)のみ判明している。

年までに2万人以上の流刑囚をサハリン島に送り込んでいる<sup>(40)</sup>。1880年にはアレクサンドロフスク、ルイコフスコエ、コルサコフにも刑務所が建設された。しかし、南北分断統治はまだつづいていた。1881年にサハリンを視察した内務省刑務総局長ミハイル・ガルキン＝ヴラスコイ (Mikhail Galkin-Vraskoi) の提言により、島内を一括して統治する行政機構の導入が本格的に検討されはじめ、1884年5月の「サハリン島統治規定」によりサハリン島は県制に移行した。県制導入後のサハリン島は東シベリア総督府の統括下におかれ、現地統治はサハリン島長官 (Начальник острова Сахалина) に委任されることになった。この任には陸軍の将官があたった。これにより、全島を包括する行政機構がサハリン島にようやく設置されたことになる。島長官は1894年5月にサハリン武官知事 (Сахалинский военный губернатор)<sup>(41)</sup> に格上げされた。

県制導入とともに島内は3つの管区 (округ) に分割された。管区行政がおよぶのは、ロシア帝国民が入植した村に限られ、先住民の集落は含まれない<sup>(42)</sup>。北緯49度付近を境に、北側がアレクサンドロフスク管区とトゥイモフスク管区、南側がコルサコフ管区の管轄となる。北部については、西海岸の村落がアレクサンドロフスク管区で、南北を縦断する現在の鉄道路線にほぼ沿った中央内陸部がトゥイモフスク管区である。東海岸にはロシア人村落が開拓されていないので、事実上管区制度の外にある。また両管区の北限は北緯51度付近で、それより北には、先住民の集落以外にはロシア人村落がないため管轄外とされる。管区行政を担当するのは、管区長と各管区警察署である<sup>(43)</sup>。

---

また1902～1903年については同じく総数が1,084人というデータがある。1879～1883年については不明である。上奏報告書によれば、年間総数の約5割が義勇艦隊で護送されてくる。したがって、1895～1898年分の海路護送者を半分の3,924人とし、1902～1903年を同じく542人、1884～1903年 (総数17,278人) の年平均数を864人とすれば、1879～1883年が4,320人という計算になり、1879～1903年の合計は21,598人という推定になる。Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 76-77; Сахалинский календарь. О. Сахалин, 1897. С. 102; 1898. С. 76; 1899. С. 85; Обзор острова Сахалина за 1899 год. Приложение к всеподданнейшему отчету. СПб., 1900. Ведомость. № 1; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Пост. Александровский, 1902. Ведомость № 1; Отмена ссылки на о. Сахалин // Тюремный вестник. 1906. № 6. С. 404. なお、日本の外務省史料には、1879～1903年に28,000人を義勇艦隊が護送した、という数字があるが、これはおそらく島から大陸への移住者を含む数字と考えられる。原暉之「アレウト号からインディギルカ号まで：近現代における北海道とロシア極東の交流史から」札幌学院大学人文学部編『北海道とロシア』札幌学院大学人文学部、2000年、243頁。

(41) «Военный губернатор» にはこれまで通例「軍務知事」という訳語があてられてきた。しかしこの役職は、「軍務」のみを担当するものではなく、軍人が行政府の首長を担うことを意味しており、誤解が生じかねない訳語だと考える。そこで本稿では「武官知事」という訳語を採用したい。なお、この点につき松井憲明氏より示唆を受けた。

(42) Галкин-Враской М.Н. Остров Сахалин. Необходимые и желательные мероприятия (Записка Начальника Главного тюремного управления по обозрению о. Сахалина в 1894 году) // Тюремный вестник. 1895. № 5. С. 256-261.

(43) Сахалинский календарь. 1898. Отдел I. С. xiv; Отмена ссылки на о. Сахалин (前注40参照) С. 399-400.

## 2. 偏見の反復と固定化：流刑地イメージの創出

さて、流刑囚の入植が進み、サハリンが実質的にロシア領化していくにつれて社会の注目もサハリンに集まるようになった。1870年初頭から樺太千島交換条約までの時期は一種のサハリンブームとでも呼べる時代であった。メディアにはサハリン流刑を肯定的に評価する論調もあらわれた。代表的なものに、後に「サハリン会社」という石炭会社を設立する企業家ヤコフ・ブトコフスキー (Iakov Butkovskii) が1873年に発表した『サハリンとその意義について』がある。ブトコフスキーによれば、「東洋の辺境の覚醒とともに、全ヨーロッパ諸国と文明諸国の進取の気性をもった人びとが好適の地の占領に乗り出した。ロシアも、東洋に勢力を築く必要については、どの大国にも劣るところはない」。したがって、「わが国の運命と政策は、サハリンを、その産業のアルファでありオメガである石炭とともに、われわれの手の中に入れることにある」。アメリカへのアラスカ売却以来、ロシアの境界はすべての海洋から隔絶された。いまやサハリンこそ、ロシアの防衛の最前線である。ロシアはすでにサハリンを「事実上領有しており、我々よりも強く説得力のある権利を提示できる者はいない」。もっとも、「大砲でサハリンを強化するのは高くつくし、効果も少ない。サハリンにわれわれが定着することのほうがはるかに確実だ。サハリンがロシア的分子(русский элемент)によって植民されるのであれば、その第1分子が流刑囚であるかどうかというのはどうでもよいことである。シドニーもメルボルンも、流刑地から開花した植民地になっただけではないか」<sup>(44)</sup>。

1870年代前半は、後述する農業や石炭調査の報告など、植民地サハリンの可能性が語られた数少ない時代である。しかし、そうした肯定的評価の声は、相対的にみると大きくはなかった。新聞等にあらわれた論調はむしろ否定的見解が圧倒的だった。

まず、サハリンは流刑囚にとって脱出不可能な孤島などではないとの声があがった。監視体制は非常に甘く、周辺を航海しているアメリカの捕鯨船などの助けもあって、脱走は容易におこなえたことがたびたび指摘されている<sup>(45)</sup>。また、大陸にまでたどりつけば、脱走囚には、農作業への無償労働力としての需要があり、現地の住民は彼らをよろこんでかくまいもしたという<sup>(46)</sup>。

(44) Бутковский Я. Н. О Сахалине и его значении. СПб., 1873. С. 7-10. この論考は、『海事論集』(Морской сборник) 1874年第4号にも掲載されている。

(45) たとえば以下の記事を参照。По поводу предположения об отправке ссыльных на Сахалин морем // Московские Ведомости. 15. 03. 1875.

(46) Вольная колонизация острова Сахалина // Московские Ведомости. 24. 04. 1875.

(47) 当時、全土に約20万人の囚人をかかえていたロシアの監獄関連の国家予算は年間1400万ルーブルであったが、そのうち流刑囚の護送費用は約1割の120万ルーブルを占めていた。ちなみに、囚人数がロシアとほぼ同数のイギリスの監獄関連予算は年間550万ルーブルで、ロシアよりも囚人数が多いフランスは400万ルーブルであった、という記録がある。このような差の理由は、英仏においては、囚人労働によって監獄自体に収入が

また、流刑囚の維持費が大変高くつくことも批判された。多額の護送費用に加え<sup>(47)</sup>、現地で食料確保が困難であることから、「世界を一周して」ヨーロッパ部ロシアから食料を供給しなければならない。流刑制度は、西欧においては「すでにまったく役に立たないものと認められ」ており、「理論的見地からいっても、サハリンの地理的・経済的条件からいっても、そこに囚人労働を構築するのは不可能なのである」<sup>(48)</sup>。

そして流刑制度そのものと、サハリン領有自体を否定する論調もあらわれている。流刑とは市民権を剥奪し、「その人物を無条件かつ永久に社会から追放するものである」。つまり流刑は「国外追放」と同義であり、流刑囚は「ロシア人」とはみなされない。1873年6月28日付『ゴーロス』紙の「ロシア人流刑と非ロシアのサハリン」と題された記事は、「ロシアの大陸でも成り立ち得なかった強制的定住生活が、非ロシアの島において根づくだろうか」と提起し、サハリン不要論を主張している。すなわち、サハリンは経済的に日本の水産業に依存しており、ロシアがこれを代替することは不可能である。ロシアには何の利益ももたらさない。したがって、「非ロシアの島」の問題を解決するには、「島を日本の手に明け渡す」という方法も十分考えられる、と記事は結んでいる<sup>(49)</sup>。

上述の新聞記事はすべて、チェーホフが1890年にサハリンを訪れる際に事前に読んでいたものである。チェーホフは、『ノーヴォエ・ヴレーミャ』紙の編集長アレクセイ・スヴォーリン(Aleksei Suvorin)に宛てた1890年3月9日付の手紙でこう記している。「わたしはすでに読み、またいま読んで多くの本から判断すると、われわれが何百万もの人びとを監獄で朽ち果てさせたこと、無益に、ろくに考えもせず、野蛮に朽ち果てさせたことは明らかです」(強調原文)<sup>(50)</sup>。チェーホフがサハリン訪問と後の『サハリン島』執筆にあたって大量の文献を読破していたことはよく知られている。そのなかでも、『サハリン島』における記述や引用回数からみて<sup>(51)</sup>、流刑地の実態に関するチェーホフの認識に最も大きな影響を与えたと考えられるのがヴァシーリー・ヴラーソフ(Vasilii Vlasov)の『徒刑地における混乱に関する簡略報告』である。

当時内務省警察執行局長だったヴラーソフ六等官は1870年にシベリア・極東地方の徒刑事情調査を命じられた。イルクーツク、ネルチンスク、ニコラエフスクなどを調査した後<sup>(52)</sup>、1871年9月にヴラーソフは派遣団員を率いてサハリンに来島した。1年以上にわたる滞在中ヴラーソフは、当時ドウエとコルサコフにあった囚人居住地を調査した。そし

---

あり、かなりの額が国家に還元されているのに対して、ロシアではそのような収入がまったくないことに求められている。Муравьев Н.В. Наши тюрьмы и тюремный вопрос // Русский Вестник. 1872. № 4. С. 220-221.

(48) Каторжные работы на Сахалине // Голос. 30. 05. 1873.

(49) Русская ссылка и нерусский Сахалин // Голос. 28. 06. 1873.

(50) Чехов А.П. Собрание сочинений и писем. Письма. Т. 4. М., 1976. С. 32.

(51) 『サハリン島』では全部で12回ヴラーソフの名前があげられて、報告が参照されている。

(52) Власов. Краткий очерк неустройств (前注32参照). С. 1-21.

て、帰国後の1873年に内務省に提出したのが機密扱いにされた上記報告書である。その記述は、流刑地サハリンの実態を赤裸々に描いている。

上陸したヴラーソフをまず驚かせたのは、行政の中心地アレクサンドロフスクの苦役囚たちが「前総督[コルサコフ引用者]の許可を得て、指導部や将校たちの召使いをつとめ、完全な自由を享受していることだった」<sup>(53)</sup>。それは、シベリア・極東をはじめ国内各地の刑務所事情を知悉しているヴラーソフも他ではみたことのない光景だった。すでに述べたように1876年以前のサハリンにはまだ囚人専用の収容施設は建設されていなかった。囚人たちは兵舎や自分で建てた持ち家で寝起きしていた<sup>(54)</sup>。

サハリン流刑の実態をヴラーソフはつぎのように総括している。「全体に流刑地では、ヨーロッパ部ロシアの監獄の多くで達成されている程度での統治はおこなわれていない」<sup>(55)</sup>。「要するに、懲罰手段としても、矯正手段としても、懲役労働などここには存在しないのである」<sup>(56)</sup>。ヴラーソフが目にしたサハリンの囚人たちは、足かせもなく、流刑囚の目印である半剃髪もしていない<sup>(57)</sup>。牢屋であるはずの兵舎ではカード博打や飲酒が横行し、あらゆる犯罪の巣窟になっていた<sup>(58)</sup>。仕事に出かけるときに護送隊がつくわけでもなく、コルサコフでは、作業現場に向かう途中で日本人の住居に押し入り、家族を皆殺しにして家に火をつけるという事件も起こったという<sup>(59)</sup>。行動はほとんど自由であり、脱走することも、あるいは情婦のもとに通うこともわけのないことだった<sup>(60)</sup>。

囚人たちには衣食が国庫から支給されていたが、必ずしも規程通りに供給されていたわけではない。ヴラーソフによれば、ロシアの刑務所では一般に過剰なほどの食料が供給されていたという。というのも、当局は囚人たちを、労働力として使用すべき「歩く機械」としてしかみておらず、重労働に耐えて稼働させつづけるために新鮮な肉をはじめ豊富な食料を与えていた。しかし、サハリンでは肉も塩漬けで、その量は規定の半人前のみということも多々あった<sup>(61)</sup>。

とはいえ、囚人たちは耐えがたいほどの苦痛を感じていたわけではない。ヴラーソフの調べでは脱走者もさほど多くなく、むしろ減少傾向にあった<sup>(62)</sup>。それは、苦役囚として刑

(53) Там же. С. 21.

(54) Там же. С. 25.

(55) Там же. С. 51.

(56) Там же. С. 54.

(57) Там же. С. 28.

(58) Там же. С. 35.

(59) Там же. С. 36.

(60) Там же. С. 37.

(61) Там же. С. 47.

(62) Там же. С. 50.

に服している方がサハリンでの生活が楽だったからである。まず、表向き支給される食料以外にも食べ物や酒を手に入れる方法はあった。それを可能にしていたのが長<sup>おき</sup>(старосты)という制度である。これは、食料の保存状態や数量の確認、炊事場の監督など監獄暮らしを一部差配するために、囚人同士の互選によって選ばれる代表者を意味する。当然囚人たちは自分たちに都合のよい、目端がきいて看守たちの目を盗むことにも長けた人間を選んでた。ヴラーソフによれば「もっとも異常な組織形態」である<sup>(63)</sup>。監視のゆるいサハリンでは酩酊するだけの酒も容易に手に入ったようである<sup>(64)</sup>。

このような暮らしができる苦役囚暮らしは、早く刑期を終えて解放されたいという意味を大いに減じるだろう。受刑中の流刑苦役囚は刑期を終えると流刑入植囚に編入される。このカテゴリーに入ると、刑務所暮らしをする必要はないが、移動の自由や市民権は回復されず、一定期間サハリンで労働しなければならない。もっとも、苦役囚のあいだもさして行動に制限があったわけではない。また仕事場や衣食の保障もない。仕事がみつかるまでのあいだは、苦役囚時代の労賃の貯えだけが頼りになるが、飲酒や博打での浪費で貯蓄などほとんどない。仕事がみつかったても炭鉱などでの稼ぎがよいはずもない。「食べていけるだけの仕事がなく、他の生活の糧もみつからず、あげく、もう一度苦役囚に戻してもられないかと当局に頼みこむ者も出る始末である」。「懲役を終えた者たちの暮らしぶりが苦役囚よりもひどいことは容易に理解できよう。その結果、懲罰は恐怖を呼び起こすものなどではなくなり、改心して、一刻も早く懲役を終えたいという希望は囚人たちから失われてしまっている」<sup>(65)</sup>。

流刑地サハリンの無秩序についてヴラーソフが特に注目しているのは女性たちの境遇である。ヴラーソフによれば、女性流刑苦役囚の境遇はふたつに分かれる。一方は、官吏や兵士たちの家政婦として住み込みで働いている女性たちである。彼女たちは、十分な給料を受け取り、食事とも与えられる。サハリン以前に着ていたサラファンの農民服や、いま本来着ていなければならないはずの囚人服など捨てている。シルクやビロードの衣装を身にまとい、人前に出ても恥ずかしくない服装をしている者がほとんどだ。金持ちや有力者の家政婦になった者のなかには、美しく着飾り、愛人然として主人を逆に従えているような者もいたとヴラーソフは証言している<sup>(66)</sup>。

もう一方は、「運命のいたずらのせいで」流刑囚のための炊事番になる女性たちである。見た目にもうらぶれた彼女たちは、「汚らしく粗野で破廉恥であり、両手を腰に当てて巻タバコをくわえている」。横行する売春のせいで、あるいは「彼女たちもやはり女性であ

(63) Там же. С. 39-40.

(64) Там же. С. 36.

(65) Там же. С. 45-46.

(66) Там же. С. 29, 52-53.

り、自然の営みがおこなわれて」子供も生まれるが、「生まれてこないほうがよかったのかもしれない」。なぜなら、「そんな女たちは酒代のかたに子供を売り払ってしまう」からである<sup>(67)</sup>。

いずれの境遇におかれたとしても、サハリンを統治する軍や行政・刑務当局にとっての女性流刑苦役囚は何より「自然の欲求を満たすために必要なもの」<sup>(68)</sup>であった。売春は黙認されるどころか、サハリン島管区長デプレアドヴィチ自らが「監獄の女性房を女郎小屋に変え」売春を助長する方策をとったとヴラーソフは証言している<sup>(69)</sup>。

流刑地サハリンにいた女性は苦役囚だけではない。流刑囚の夫の後を追って自発的に来島した妻たちも少なからずいた。ヴラーソフは彼女たちのことを、「夫のつらい日々を楽しみし、子供を父親のそばにさせたいと願って」この遠い島までやってきた「正直で愛すべき女性たち」と評している<sup>(70)</sup>。彼女たちの身分は自由民だが、そのせいでかえって仕事はみつからなかった。当局が彼女たちに仕事を与えることはないし、食料を国庫が保障してくれることもない。召使いとして働くことを恥と思い、夫への操をたてつづけて生きていこうとすれば、苦役囚の夫が支給される食料のみが頼りとなる。「こんなところでは、まともなことなど何も学べないし、父親みたいになってしまう」と母親が嘆くなか、少女たちのなかには10歳から売春に身をやすつものもあった<sup>(71)</sup>。前述の女性苦役囚たちの暮らしぶりを横目にみている彼女たちの胸のうちには、「罪を犯せば、快適な暮らしが保障され、特権的境遇にありつく権利が得られるのではないか」という疑念が生まれているに違いない<sup>(72)</sup>とヴラーソフは同情をよせている。

ヴラーソフが報告書の表題に掲げている「徒刑地における混乱」の実態は以上のようなものであった。では、その「混乱」の原因はどこにあるのか。大きく3つの理由があげられている。第1に、指導者個人の欠陥である。とりわけ、管区長のデプレアドヴィチと前コルサコフ監獄長のエヴファモフ中尉(Evfamov)をやり玉に挙げている。なかでもエヴファモフについては、「監獄を取り仕切っていた1年間のあいだに極限までの破たんをもたらした」として、混乱の元凶とみなしている。ヴラーソフによれば、気まぐれで激しやすい性格のエヴファモフには、度外れた笞刑を乱発することから囚人たちの反感も根強く、暗殺計画すら練られていたという<sup>(73)</sup>。

また下級官吏や看守たちの能力は概して低く、仕事への意欲も欠けていた。当然、囚人

(67) Там же. С. 29.

(68) Там же. С. 32.

(69) Там же. С. 36.

(70) Там же. С. 32.

(71) Там же. С. 33.

(72) Там же. С. 53.

(73) Там же. С. 35.

への監視の目はあまくなる。しかも、囚人たちが不祥事を起こしても、それを上層部に報告するという習慣がなかった。看守自身の不手際や背任行為があっても同様であり、罰せられることもなかった。その結果、無秩序な混乱ぶりは是正されることなく繰り返されたとヴラーソフは指摘している<sup>(74)</sup>。

さらに体系的統治システムの欠如も大きな原因だとヴラーソフは認めていた。まず、流刑囚の維持管理に関する規約がほとんど作成されておらず、あっても施行されていない。それは、日常生活における墮落を助長するだけでなく、労役現場での組織的な作業を不可能にし、その生産性を低下させてもいる<sup>(75)</sup>。加えて、流刑囚に関する記録文書(статейные списки)の不備が体系的統治を不可能にしているという。この文書は、受刑者の名、姓、外見的特徴、罪状、刑期、家族構成、職能が記載され、刑を言い渡した裁判所が発行する。当時、サハリン島の流刑囚総数643人のうち、記録文書を現地当局が保管していたのは307人分にすぎなかったという。その結果、凶悪犯とそうでない者を峻別することや、累犯時に刑が追加されても最終的刑期を確定すること、あるいは囚人が勝手に改名してもそれを同定することも困難であり、いうまでもなく正確な刑の執行は不可能である<sup>(76)</sup>。

ところで、ヴラーソフ調査隊のなかには、現在もサハリンの人びとの記憶に残る人物が同行していた。農学者のミハイル・ミツーリ(Mikhail Mitsul')である。アレクサンドロフスク地区のミハイロフカ、コルサコフ地区のミツリョフカという地名だけでなく、たとえばアレクサンドロフスク＝サハリンスキーの地区中央図書館にもその名が顕彰されている。ミツーリは、ヴラーソフがサハリンを離れた後も島にとどまって農業指導をつづけた。1880年には、ドゥエの刑務当局内に創設された農業部の初代農業監督官に就任した<sup>(77)</sup>。1883年4月に結核で死亡するまでサハリン農業の発展にこだわりつづけたのは、ミツーリが島の農業に大きな可能性を見出していたからである。ミツーリの抱いた希望は、ヴラーソフ調査報告の一環として内務省に提出され1873年に公刊された『サハリン島の農業関係概説』に見出すことができる。記述は3部構成で、第1部が、地誌・気候・土壌・生態系に関する記録、第2部が、ロシアおよび日本の入植状況、第3部が、サハリン植民の可能性と提言に分かれている。

1853年にロシア人による進出が開始されたサハリンは、「これまでに16の哨所が島の各地を占領したことで、事実上ロシアの手に帰した」<sup>(78)</sup>。ミツーリの調査は、この16の哨所における農業・石炭開発に関しておこなわれた。開発を担うのは、強制・非強制の入

(74) Там же. С. 37.

(75) Там же. С. 37.

(76) Там же. С. 41.

(77) Костанов. Освоение Сахалина русскими людьми (前注19参照) С. 127-128.

(78) Мицуль. Очерк острова Сахалина (前注34参照) С. 51.

植者であるが、まず、1869年にはじまる自由移民の農業活動については、種の質の悪さ、農機具の不備、移民たちの呑気さから、いまだ成功をみていないとミツーリは証言している。一方、流刑地での刑期を終えてサハリンに送還されてきた入植囚による農業植民にも進展はみられない。こうした状況から、どちらの入植者とも大陸への移住を希望するようになっており、サハリンの農業開発には抜本的な改革が必要であるとミツーリは主張している<sup>(79)</sup>。また、流刑囚が従事する石炭開発は、その中心であるドウエにおいても、「運営の不適切さから、乱掘といってもよいほどの状況」にあり、十分な成果はあげられていないと評している<sup>(80)</sup>。

一方、日本の入植状況についてはどのような見解をミツーリはもっているか。「太平洋沿岸諸港における石炭の需要から、日本は、諸外国の影響の下、6年前から、それまで忘れていたサハリンに注目せざるをえなくなり、サハリンに自国の勢力を打ち立てようと、武力の援護をもって、新たな移民を送り込んできた」。しかし、この植民計画は失敗した。その理由をミツーリは、サハリン南部の主要な石炭産地はすでにロシア人哨所が押さえていることと壊血病の流行に求めている<sup>(81)</sup>。もっとも、北緯49度以南では、アイヌに対する日本人の「完全支配」がすでに確立している<sup>(82)</sup>。北緯49度以北については、日本人の影響力は及んでいない<sup>(83)</sup>。

ロシアのサハリン植民は、現状ではまだ成功しているとはいえないものの、すでに実質的にロシアの領土となっているこの島には大きな可能性が潜在している。ミツーリは、サハリンの豊かな自然を利用した植民は有望な事業であると結論づけている。広範な土地をもち、大陸に比べれば寒さもひどくなく、ローム質の土壌は容易にとはいえないが耕作可能であり、豊かな植物が建築資材と牧草を提供してくれるサハリン南部の農業開発は、「将来の入植者にとって、その労働に報い得る」事業である。豊富な埋蔵量をほこる石炭の開発に従事する流刑囚も農場労働にあたらせれば、十分な食料の確保が期待できる。そこでミツーリは、1,200人規模の大農場の建設を提言している。「流刑囚男女の強制労働も利用した農場は、入植囚によるサハリン植民を相当程度容易化しうる有効な手段のひとつである」<sup>(84)</sup>。

たしかに農業は、「サハリン植民の中心問題」でありつづけた<sup>(85)</sup>。しかし、ミツーリの

(79) Там же. С. 90-94.

(80) Там же. С. 72.

(81) Там же. С. 27.

(82) Там же. С. 112.

(83) Там же. С. 129.

(84) Там же. С. 137-140.

(85) Саломон А.П. О. Сахалин (Из отчета бывш. начальника Главного тюремного управления А. П. Саломона) // Тюремный вестник. 1901. № 1. С. 46.

希望と熱意は継承されなかった。ミツーリの希望を幻想に変えた言説としてもっとも大きな力をもったと考えられるのは、1880年代初頭のイヴァン・ポリャコフ(Ivan Poliakov)という地理学者の報告である。帝立ロシア地理学協会沿アムール支部の前身となるアムール地方研究協会(Общество изучения Амурского края)を後に設立するフョードル・ブッセ(Fedor Busse)と、地理学協会最初の大事業である大シベリア遠征でサハリン調査を担当したフョードル・シュミット(Fedor Shmidt)が新たなサハリン地理調査を企画した。調査隊員として推挙されたのがポリャコフとアレクサンドル・ニコリスキー(Aleksandr Nikol'skii)である<sup>(86)</sup>。

ポリャコフとニコリスキーは1881年6月に調査を開始した。ニコリスキーは同年9月に離島するが、ポリャコフは島で冬を越し、翌1882年7月まで調査をつづけた。調査の最大の目的は、サハリン島における植民地建設の可能性、とりわけ農業発展に関する見通しをさぐることであった。「このサハリンの地に、ほぼヨーロッパ的な意味での工業および農業文化を導入するために」ロシア帝国は流刑囚による植民地建設を開始した。「植民の目的はサハリンに石炭の開発、穀物・野菜栽培および牧畜業の発展をもたらすことにあった」<sup>(87)</sup>。その「最終目的は、一定の懲罰刑期をつとめあげるなかで、流刑囚が国の植民者となり、サハリンに新たな活動領域、つまり農業を興すことである」。地理学協会に提出され、またチェーホフ『サハリン島』でも参照回数において群を抜く報告書のなかでポリャコフは、続けてその可能性を言下に否定する。「それは、おそらく不可能だろう」<sup>(88)</sup>。なぜなら、「サハリンの自然は人間にとって生母ではなく、いじわるな継母のようなものである。進歩し、農業を発展させる可能性を人間に与えはしない」<sup>(89)</sup>からである。すなわち、「総括すれば、気候的・地形的条件からいってサハリンが、農業の将来に好適な要素をもたらしてくれる土地であると認めることはいかなる点からも不可能である」<sup>(90)</sup>。

その後流刑制度が廃止されるまで政府関係者は、サハリンの農業は失敗であるとみなしつづけた。流刑制度を統括していたのは刑務総局(Главное тюремное управление)である。これは、内務省・法務省・陸軍省などにまたがる流刑行政を一括して管理すべく1879年に内務省の機関として設置された部局で、現地行政府の権限を超える諸問題や予算の作成など流刑入植を統治する最上級機関である。1895年の制度再編により法務省の機関に

(86) 帝立ロシア地理学協会について詳しくは、天野尚樹「極東における帝立ロシア地理学協会：サハリン地理調査を手がかりとして」『ロシアの中のアジア／アジアの中のロシア(III) (21世紀COEプログラム研究報告集17)』北海道大学スラブ研究センター、2006年、109-117頁。

(87) Поляков И.С. Путешествие на остров Сахалин в 1881-1882 гг. // Известия Императорского русского географического общества. Т. XIX. Вып. 1. Приложение № 2. 1883. С. 110.

(88) Там же. С. 21.

(89) Там же. С. 6.

(90) Там же. С. 45.

移管された刑務総局は『刑務報知』（Тюремный вестник）という機関誌を発行していた<sup>(91)</sup>。1906年のサハリン流刑廃止後に同誌に掲載された総括的論考「サハリン流刑の廃止」では、植民と入植者による農業は、国庫から莫大な支出をしたにもかかわらず「きわめて微々たる成果しかあげられなかった」と結論づけられている。その理由は第1に、「島の大部分が気候的・地形的に恵まれない条件下にあった」からであり、第2は入植者の個人的資質に問題があったからだとされている。すなわち、気候や地形・地質といった自然的障害は「入植者の懸命な働き、知識と資本、さらには個人の情熱と創意がありさえすれば問題なくなるはずなのであるが、現地住民の多数をしめる社会のくずたちに情熱や創意などあるはずもない」<sup>(92)</sup>。

第1の環境的悪条件について「サハリン流刑の廃止」が根拠にしているのは、1880年代末から90年代初頭にかけてサハリンの農業監督官をつとめたアレクセイ・フォン＝フリケン（Aleksei von Friken）の報告である。その報告が、1901年に『刑務報知』に掲載された刑務総局長 A. P. サロモン（Salomon）のサハリン視察報告書に引用されている。この「サハリンで唯一農業に精通した人物による公式報告書」を読むと、厳密な調査にもとづいた正確な状況分析とはとうていいえないものであることがわかる。そもそもフォン＝フリケンは、アレクサンドロフスク周辺以外はまともな現地調査をしていない。「中部および南部に農業適地がどの程度残っているかを正確に算定することは、詳細な地形測量情報がないので不可能である。したがって、計測はおおよそのものであり、各地の土地に関する知識と目測によるものである」。北部については、トゥイモフスク管区のトゥイミ川の河谷に唯一の可能性があるが、適地にはすでに許容量を超える入植者（1,500戸）が入っており、これ以上の発展は望めない。それ以外の場所は「土壌的・気候的条件からいって農業は不可能である」。したがって、まだ開拓が進んでいない南部の河川（ポロナイ川、ナイバ川、ススヤ川など）の河谷にせいぜいあと2,700戸の入植が、全島で今後望みうる農業開発の規模であるとフォン＝フリケンは結論づけている<sup>(93)</sup>。

この「重苦しい」報告を引用したサロモンは、「懲罰植民によるサハリン島の植民が最終決定されてから15年が経った現時点で最も重要な問題がいまだにこうした『目分量』の決定によるのならば、一体囚人の流刑をつづけてもよいものか、少なくともこれまで通りの規模でつづけてもよいものか、考え込まずにはいられない」と感想を記している<sup>(94)</sup>。

農業監督官による調査と指導はミツーリ以降、ほとんど機能していなかったといつてよ

(91) Отмена ссылки на о. Сахалин (前注40参照) С. 400.

(92) Там же. С. 402.

(93) Саломон. О. Сахалин (前注85参照) С. 48-50.

(94) Там же. С. 50.

(95) Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 202, 208.

い<sup>(95)</sup>。調査が不備だっただけでなく、開拓を指導するという職責自体が有名無実化していた。帝政期サハリン農業の中心地であったトゥイモフスク管区のルイコフスコエ村やデルビンスコエ村という地名は軍の下士卒の名前に由来する。別の農業監督官の報告によると、島内開拓地の選定は軍人である管区長がおこなっていた。その選定方法は管区長の独断による無計画なものであり、島長官もしくは武官知事への報告義務も、監督官の承認もなかった。したがって、村落の配置や規模は体系的な農業政策に基づくものではなく、農業に不向きな土地が多かったと指摘されている<sup>(96)</sup>。

サハリン島行政府および刑務当局が農業開発を熱心に進めなかった背景には、「サハリン流刑の廃止」があげている第2の理由、すなわち入植者である流刑囚に対する抜きがたい偏見があった。サハリンにとどまる気のない墮落した怠惰な住民という認識は当局者の「公理」となっていた<sup>(97)</sup>。そうした囚人の性格的問題に加えて、当時つとに指摘されていたのは流刑囚の出身地の問題である。たとえばサロモンも、カフカスやトルキスタン、ベッサラビア、クリミアの出身者をサハリンに流刑することは「無益」とであると断じている。なぜなら、「恵まれた気候で育ち、消化のよい野菜を食べることに慣れ、休みなく働く能力が生まれつきないこれらの人びとは、肉体的にサハリンの気候に耐えられず、あっという間にからだを壊し、ほぼ全員が死に絶える」からである<sup>(98)</sup>。

たしかに、サハリン流刑者の多くが上記地域の出身である。表1は、オデッサでの義勇艦隊乗船名簿に基づくマリーナ・イシチェンコの丹念な調査による流刑苦役囚の出身地別データである。これによると、ウクライナ、クリミア、ベッサラビアの流刑苦役囚は常に全体の2～3割を占め、カフカス、ヴォルガ中・下流域の出身者を合わせるとその比率は5割近い。もともと寒冷地農業に不慣れな地域の出身で、しかも創意工夫による適応能力などもちあわせていない「社会のくず」に、厳しい条件下での農業の発展など見込めない、というのが1906年に流刑制度が廃止されるまでの行政府および刑務当局の一貫した認識であった。

以上にみてきたように、1870年代に創出された流刑地イメージ、墮落した流刑囚ばかりの「出口のない恐ろしい地獄の島」というイメージは、帝政期を通じて反復され、ロシア政府内部においてステレオタイプ化していった。ここまで検証してきた言説は、行政府や陸軍などの公的機関や一部の学者集団間で流通していたものが中心である。1890年代以前において、一般の人びとが容易に目にすることができたサハリン論は数少ない。言い換えれば、ロシア社会においてサハリンはその存在自体がほとんど知られていなかった。本章前半でも引用したスヴォーリン宛ての書簡でチェーホフが書いているように、「サハリ

(96) Записка и. д. Инспектора сельского хозяйства на о. Сахалине // Тюремный вестник. 1895. № 5. С. 262.

(97) Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 213.

(98) Саломон. О. Сахалин (前注85参照) С. 22.

ンなど誰にも必要ではない、誰も興味をもっていない」<sup>(99)</sup>というのが当時の一般的認識であったといえよう。

表 1 流刑苦役囚の出身地域 1884～1894年(人)

| 出身地域              | 1884-88年 | %    | 1889-94年 | %    | 1884-94年 | %    |
|-------------------|----------|------|----------|------|----------|------|
| ウクライナ、クリミア、ベッサラビア | 1,314    | 35.0 | 1,317    | 19.5 | 2,631    | 25.1 |
| カフカス              | 264      | 7.0  | 1,392    | 20.7 | 1,656    | 15.8 |
| ヴォルガ中・下流域諸県       | 542      | 14.5 | 604      | 9.0  | 1,146    | 10.9 |
| 北部諸県              | 460      | 12.3 | 500      | 7.4  | 960      | 9.2  |
| 中央農業地帯            | 281      | 7.5  | 515      | 7.6  | 796      | 7.0  |
| ウラル               | 185      | 5.0  | 516      | 7.7  | 701      | 6.7  |
| 中央工業地帯            | 129      | 3.4  | 420      | 6.2  | 549      | 5.2  |
| ヴィスワ川流域諸県         | 99       | 2.6  | 433      | 6.4  | 532      | 5.1  |
| 西部諸県              | 172      | 4.6  | 333      | 4.9  | 505      | 4.8  |
| バルト海沿岸諸県          | 155      | 4.1  | 231      | 3.4  | 386      | 3.7  |
| ヴォルガ上流域諸県         | 59       | 1.6  | 156      | 2.3  | 215      | 2.0  |
| ドン軍州              | 44       | 1.2  | 156      | 2.3  | 200      | 1.9  |
| 白ロシア              | 37       | 1.0  | 133      | 2.0  | 170      | 1.6  |
| シベリア              | 4        | 0.1  | 23       | 0.3  | 27       | 0.3  |
| 中央アジア             | 4        | 0.1  | 10       | 0.1  | 14       | 0.1  |
| 合計                | 3,749    | 100  | 6,739    | 100  | 10,488   | 100  |

出典：Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 76-77.

チェーホフは、サハリン旅行前と旅行記の執筆時期に、ここまでに取り上げた同時代文献のほとんどを読み込んでいる。その否定的イメージの磁場からチェーホフも自由ではなかっただろう。しかし、旅行者として島を訪れたチェーホフは、外部者としての冷静なまなざしもそなえていた。その眼は、サハリンに芽生えはじめていた実態の変化も見逃していない。その結果、『サハリン島』の叙述は肯定と否定のあいだでゆらぐ両義的な性格をみせる。

次章では、イメージの継承と実態との相克という観点から、チェーホフが描いた1890年のサハリンをテキストに即して検証する。

(99) Чехов. Собрание сочинений и писем (前注50参照) Т. 4. С. 32.

(100) チェーホフ『サハリン島』をめぐる従来の研究は、サハリン旅行がチェーホフの人生にもった意味、あるいはその後の創作活動にこの経験が与えた影響、という観点を中心におこなわれてきた。これまでの『サハリン島』研究を担ってきたのは文学研究者であり、小説や戯曲ではない『サハリン島』というルポルタージュ的作品を彼らが扱う場合、そうしたテキスト外的問題が関心の対象になるのはもつともである。歴史研究としてチェーホフを分析する本稿では、あくまでテキストの叙述自体を問題にし、チェーホフのサハリン認識を剔出することを目的とする。近年の代表的研究には以下のようなものがある。Кузнецов О.

### 3. 1890：チェーホフ『サハリン島』<sup>(100)</sup>

チェーホフがまず強調するのは、「島」と「大陸」ということばに象徴されるサハリンと「ロシア」の心理的距離である。「シベリアでも最も僻遠の地」<sup>(101)</sup>とみなされていたサハリンでチェーホフはこんな感慨をもらしている。「自分がわが家を1万キロも離れた……誰も曜日など覚えていなければ、おぼえている必要もないようなこういう世界の果てにいたことが、なんだか不思議に思われてきた」<sup>(102)</sup>。

こうした「世界の果て」に流されて暮らす流刑囚は、故郷である美しき「ロシア」すなわち「大陸」への激しい愛と、強い帰還願望を抱いている、とチェーホフは繰り返し指摘する。一方でこの「島」に対する彼らの感情は、否定的なものであふれていることも認めている<sup>(103)</sup>。晴れた日には、アレクサンドロフスクやドゥエの高台から、約90キロ先の大陸の姿を目にすることができる。自由が待つ故郷の大陸は流刑囚にとって約束の地であり、その姿は、「来る日も来る日も手まねきし、流刑囚を誘惑」し<sup>(104)</sup>、「あっちへ、ロシアへ」<sup>(105)</sup>と彼らを駆り立てる。

大陸への愛は島での苦しみの裏返しである。流刑囚たちは、国家の管理のもとにある矯正の対象などではなく、奴隷であるとチェーホフは喝破する。男女を問わず彼らが役人や軍人の召使いとして働く習慣は依然つづいていた。役人たちのご機嫌とりをしながら、台所のごみの始末までさせられる。空腹をかかえて「運命のなすがままに流されるほかはない」境遇におかれている。女性の場合には「なお特別の不都合」、すなわち「常に何かしら下劣な、人間の尊厳をこの上なく傷つける雰囲気」のなかにその暮らしがあった<sup>(106)</sup>。

サハリンに流刑されてきた女性苦役囚はまず任意の男性のもとに、自発的合意に基づいて嫁ぐという誓約書を提出させられる。その男性との暮らしがうまくいかなければ、アレクサンドロフスクの女性房に戻って新たな相手が見つかるまでを過ごす<sup>(107)</sup>。当局による

---

ред. Чеховские чтения: А. П. Чехов и сахалинское образование. Южно-Сахалинск, 2001; 浦雅春『チェーホフ』岩波新書、2004年; Мотидзуки Ц. Исторический контекст путешествия Чехова // MOCHIZUKI Tetsuo, ed., *Siberia and the Russian Far East in the 21st Century: Partners in the "Community of Asia,"* vol. 2, Chekhov and Sakhalin, 21st Century Program Slavic Eurasian Studies, no. 6-2 (Sapporo: Slavic Research Center, 2005), pp. 13-32. また、ポスト・ソビエト期のロシアにおける『サハリン島』研究の概要を知るには以下が有用である。Цупенкова И.А. А. П. Чехов в культурном пространстве Дальнего Востока России в конце XX- начале XXI вв. // *Siberia and the Russian Far East in the 21st Century*, pp. 1-12.

(101) Чехов. Остров Сахалин. С. 231 (前注16参照) [邦訳362頁]

(102) Там же. С. 163. [邦訳255頁]

(103) Там же. С. 343. [邦訳533頁]

(104) Там же. С. 342. [邦訳531頁]

(105) Там же. С. 352. [邦訳546頁]

(106) Там же. С. 98. [邦訳154-155頁]

(107) К вопросу о будущем и устройстве о. Сахалина // Тюремный вестник. 1901. № 8. С. 279.

こうした婚姻あっせん制度は、女性の数が圧倒的に少なく、また共同体が未形成ななか、家族だけが頼りになる農業開発推進のためには必要な施策だったともいえる<sup>(108)</sup>。

1900年1月1日時点での島内総人口34,368人(うち流刑囚23,062人)のうち、女性の数は7,891人(うち流刑囚2,514人)と約2割(流刑囚の比率でいえば1割)にすぎない<sup>(109)</sup>。したがって、正式な結婚ないし同棲の促進は植民政策の重要な柱のひとつであった。「女たちを監獄に囲っておいては、女性をサハリンに流刑する意味などない」<sup>(110)</sup>のである。1901年1月1日時点で、正式な結婚をしていた流刑囚は702人、同棲者数は1,126人であった<sup>(111)</sup>。

結婚や同棲をして監獄の外で家族を構成することは女性の身の安全を守る手段でもあった。役人の家に住み込んでも、そこは避難所にはならない。刑務総局長サロモンがいうように、「ほとんど独身男しかいない場所に女性を送り込むことは、いやおうなく彼女を淫蕩の道に陥れることになるのである」<sup>(112)</sup>。

チェーホフは3か月間の滞在中、アレクサンドロフスクからコルサコフまで島内を縦断し、住民の暮らしぶりを観察して回った。そのあちこちで悲惨な光景を目撃し、その様子を『サハリン島』に記録している。苦役の場であるドウエは、「恐ろしい、ぶざまな、あらゆる点でやくざな」ところで、こんなところで暮らすことができるのは「聖職者か骨の髄まで腐りきった人間だけ」だという<sup>(113)</sup>。そこで流れている時間は「ロシア本土よりも何倍も長く耐えがたい」<sup>(114)</sup>。

チェーホフによれば、苦役を終えた入植囚の境遇の方がむしろ苦しいという。同じ時期に来島した沿アムール総督アンドレイ・コルフ(Andrei Korf)のつぎのことばをチェーホフは書きとめている。「苦役がはじまるのは刑務所からではなく、入植地からですな」<sup>(115)</sup>。

入植囚は、懲役の刑期終了後最初の2年間は国庫からの食料支給を受けて農業に従事する。金を持っているか当局の引き立てがあればアレクサンドロフスクや好みの村に入植できるが、大半の者は、当局が無作為に選定した土地にむかわざるをえない<sup>(116)</sup>。食料支給期間が終了すると、入植囚は自活していかなければならない。チェーホフが訪れた時点での彼らの食生活は苦役囚よりも苦しいものだった。育てた作物は食べずに売ってしまうことの方が多いのだという。彼らには金が必要だった。入植囚期間を終えて流刑農民に編入され

(108) Панов. Сахалин, как колония (前注4参照) С. 222-223; Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 223.

(109) К вопросу о будущем (前注107参照) С. 272.

(110) Там же. С. 279.

(111) Обзор острова Сахалина за 1899 год. С. 7-9.

(112) Саломон. О. Сахалин (前注85参照) С. 23.

(113) Чехов. Остров Сахалин (前注16参照) С. 98. [邦訳199頁]

(114) Там же. С. 129. [邦訳203頁]

(115) Там же. С.233. [邦訳364-365頁]

(116) Там же. С. 230-231. [邦訳361頁]

ても、国庫に負債があれば大陸への渡航券を発行してもらえないからである<sup>(117)</sup>。チェーホフの計算では、入植囚の平均年収は29ルーブル21コペイカで、一世帯平均31ルーブル51コペイカの負債があるという。これは、入植開始時の生活準備金や家屋建築、農具購入のための資金、不作時の生活を補助するための借金などがかさんだ結果である<sup>(118)</sup>。

流刑農民に編入されたら、「誰もここに根をおろそうなどとは夢にも思わず、いずれ大陸へ帰るつもり」で、永住を望む人間はひとりもない、とチェーホフは書いている<sup>(119)</sup>。また、古参住民と呼べる者もおらず、サハリン生まれの成人もない。島に根づいた人間も、島を故郷と思う人間も、1890年の段階ではまだ生まれていないのである<sup>(120)</sup>。

この「地獄の島」での生活から逃れるために流刑囚たちは脱走をはかろうとする。当局にも脱走を阻止しようという意思がない、というのがチェーホフの観察である<sup>(121)</sup>。脱走囚に関する統計もまだ整備されていなかった。チェーホフの試算では、1年間に苦役囚の約6割が脱走を試みている<sup>(122)</sup>。とはいえ、この脱走が島からの脱出につながることはほとんどなかったようである。密林や山地、霧や吹雪、熊やぶよなど、島の自然自体が脱出を妨げた。その意味で、「サハリンの刑務所はやはり完全」だったのである<sup>(123)</sup>。

植民事業の主力である入植囚の脱走は、生活が改善されればおさえられる<sup>(124)</sup>。彼らの暮らしを支える農業に対するチェーホフのまなざしは一見否定的である。もっともそれは、入植囚に対してではなく主として行政に対する批判の面が強い。農業への適性よりも勤務地からの距離で入植地が選定されること<sup>(125)</sup>。行政による実態調査がずさんであること<sup>(126)</sup>。政策の中心であるべき農業監督官が怠慢かつ無能であること<sup>(127)</sup>。こうした理由から、「農業に懐疑的にならないわけにはいかない」<sup>(128)</sup>。

行政から放置されながらも、入植地において農業は開花のきざしをみせつつあった。チェーホフはそのことを見逃してはいない。「たしかに、5年前におこなわれていたことと比べれば、現在は、黄金時代のはじまりともいえないことはない」。アレクサンドロフスク哨所に隣接するコルサコフスコエ村では58戸の全世帯が農地を所有しており、かなり

(117) Там же. С. 240. [邦訳376頁]

(118) Там же. С. 292. [邦訳454-455頁]

(119) Там же. С. 239. [邦訳374-375頁]

(120) Там же. С. 242. [邦訳377-378頁]

(121) Там же. С. 346. [邦訳537頁]

(122) Там же. С. 349. [邦訳542-543頁]

(123) Там же. С. 343. [邦訳532頁]

(124) たとえば、豊作だった1886年には、入植囚の脱走者はわずかに7名だった。Там же. С. 355-356. [邦訳552頁]

(125) Там же. С. 233. [邦訳364頁]

(126) Там же. С. 279-281. [邦訳436-438頁]

(127) Там же. С. 277. [邦訳434頁]

(128) Там же. С. 109. [邦訳173頁]

の成功をおさめていた。大陸へ戻る権利を得ている流刑農民も、そこにとどまっている。定着の度合いは農業の発展に比例するのである<sup>(129)</sup>。

農業の中心はトゥイモフスク管区である。1890年の時点で、管区的首邑ルイコフスコエ村には、「平凡な純ロシア風の農村」が築かれていた<sup>(130)</sup>。さらに、そのすぐ北にあるデルビンスコエ村は、「本格的なロシアの農村」のような姿をそなえるまでになっていた<sup>(131)</sup>。

もっとも、こうした肯定的記述は全体からみれば微々たるものである。チェーホフの『サハリン島』は、流刑地サハリンの深刻な実態を描いた書として、大きな反響を呼んだ。悲惨な記述に打たれた人びとが救援活動を開始したほか<sup>(132)</sup>、前節でとりあげたサロモン、1894年に来島した当時の刑務総局長ガルキン＝ヴラスコイらによる、中央からの視察や改革案の作成もこれが契機になった<sup>(133)</sup>。もっともそれは、島の実態を変革するにはいたらなかった。『サハリン島』の意義を社会的言説機能の面からみれば、政府内部にあった否定的イメージを固定化し、その認識を広く社会に伝播せしめたもの、ということができる。それは、チェーホフが来島以前に抱いていたイメージの自身による確認でもあった。

しかし、チェーホフも気づいていたように、サハリン島には、ステレオタイプ化したマイナス・イメージとは相反する、肯定的な実態の萌芽があらわれていた。偏見に基づいた行政の無策のなかで、入植地では農業が根づきはじめていた。1890年という時期は、植民地サハリンの転換点であった。次節では、チェーホフがみることのできなかった、また当局の目にはみえなかった農業植民の発展を実態に即して検証する。

#### 4. 農業植民地の黎明

1890年前後からサハリンの住民構成は大きく様変わりする。1870年代から80年代は圧倒的に苦役囚の島であり、全住民の半数以上を占めていた。苦役囚の刑期の大半は、一般に短期刑とみなされる12年未満であった<sup>(134)</sup>。義勇艦隊が1879年から流刑囚の移送に携わるようになって以降の大量の流刑囚が懲役を終えて入植囚に編入され、さらに流刑上がり農民へと身分が変わっていくのが、1890年以降の時期である。図1にあるように、実質的にほぼ農民である入植囚の比率は1890年代初頭の時点で苦役囚を上回っている。そして、流刑農民の数は90年代後半以降、急増していく。すなわち、1890年代という時代は、流刑植民地サハリンの住民が農民化していく時代とみなすことができるのである。

(129) Там же. С. 109-110. [邦訳173頁]

(130) Там же. С. 157. [邦訳247頁]

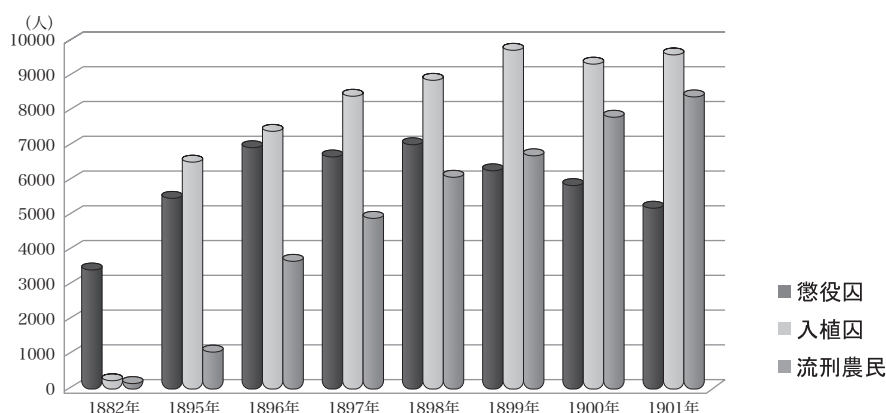
(131) Там же. С. 149-150. [邦訳234-236頁]

(132) Владивосток. 09. 03. 1903.

(133) ガルキン＝ヴラスコイの改革案は、*Галкин-Враской* (前注42参照) С. 237-279.

(134) Обзор острова Сахалина за 1899 год. Ведомость № 4; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Ведомость № 11.

図 1 流刑囚数 1882～1901年



|      | 1882年 | 1892年 | 1895年 | 1896年 | 1897年 | 1898年 | 1899年 | 1900年 | 1901年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 懲役囚  | 3500  | 5511  | 6993  | 6706  | 7080  | 6293  | 5822  | 5196  | 5663  |
| 入植囚  | 200   | 6593  | 7468  | 8433  | 8935  | 9753  | 9377  | 9598  | 9885  |
| 流刑農民 | 110   | 1050  | 3720  | 4944  | 6152  | 6753  | 7863  | 8457  | 8712  |

出典：Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 38. Сахалинский календарь. О. Сахалин, 1897. С. 102; 1898. С. 76; 1899. С. 85; Обзор острова Сахалина за 1899 год. Ведомость № 1; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Ведомость № 1<sup>(135)</sup>.

流刑農民は、一定の条件をみたせば、島を離れて大陸に移住することができる。彼らの離島願望の強さをチェーホフは繰り返し述べていた。しかし、チェーホフの予想に反して、島外転出が認められた1889年以降、流刑農民が実際に移住した例はさほど多くない。表2にあるように、流刑農民の数が苦役囚を上回った1898年の場合、島内在住者が6,753人だったのに対し、大陸へ渡った者は57人に過ぎない。いちばん多い年でも1900年の87人である。ウラル以西のヨーロッパ部ロシア部に移住した者は、1902年1月1日の時点の累積数でも259人である<sup>(136)</sup>。もちろん、残留した流刑農民全員が自らの意思で島にとどまったというわけではないだろう。すでに述べたように、入植囚時代に国庫に負債を負っていた者には許可されないなど大陸へ渡るには種々の制限があった。とはいえ結果として、流刑囚として送られてきた囚人の大部分がサハリンに定住し、文字通り農民として生きていったということになる。

彼らは、サハリンに暮らし、チェーホフ来島時にはまだほとんどいなかった古参住民になっていった。家庭をもち、子を生み育て、農業にいそしんだ。そのすべてが流刑農民の

(135) 1900年の人数にイシチェンコ作成の表と異動があるが、前後のデータの出所との整合性を保つためここでは『サハリン島概観1900-1901年』の数字を採用した。

(136) Сахалинский календарь. 1898. С. 77; 1899. С. 85; Обзор острова Сахалина за 1899 год. Ведомость № 1; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Ведомость № 1.

表 2 流刑上がり農民のシベリア・極東移住者数 1889～1901年(人)

| 年    | 男  | 女  | 合計 | 年    | 男   | 女   | 合計  |
|------|----|----|----|------|-----|-----|-----|
| 1889 | 6  | 2  | 8  | 1896 | 51  | 11  | 62  |
| 1890 | 54 | 12 | 66 | 1897 | 17  | 6   | 23  |
| 1891 | 35 | 5  | 40 | 1898 | 52  | 5   | 57  |
| 1892 | 15 | 7  | 22 | 1899 | 62  | 9   | 71  |
| 1893 | 20 | 6  | 26 | 1900 | 77  | 10  | 87  |
| 1894 | 51 | 12 | 63 | 1901 | 60  | 13  | 73  |
| 1895 | 42 | 7  | 49 | 総計   | 542 | 105 | 647 |

※ 1888年以前は、流刑上がり農民も島外への転出は認められていなかった。

出典：Сахалинский календарь. О. Сахалин, 1897. С. 102; 1898. С. 76; 1899. С. 85; Обзор острова

Сахалина за 1899 год. Ведомость № 1; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Ведомость № 1.

子ではないが、1895年時点では310人にすぎなかったサハリン生まれサハリン育ちも世紀が変わった1901年には968人と3倍以上に増え、そのうち800人弱がすでに成人し農業に従事していた<sup>(137)</sup>。すなわち、「サハリンを故郷とみなし、サハリンでの暮らしを懲罰だとは思っておらず、サハリンを別の場所と比べることもない」、「自らのサハリン(свой Сахалин)を愛する」人びと<sup>(138)</sup>、「サハリン人」(сахалинцы)という集団のアイデンティティの創出がこの1890年代、とりわけその半ば以降にみられたということができるとはならないだろう。

入植囚と流刑農民が島の人口の大半を占めていくプロセスと並行して、島の農業は急速に規模を拡大していった。1879年には全島でわずか31デシャチーナだった耕地面積は1900年には6,000デシャチーナを超えた<sup>(139)</sup>。農作物の播種量も、穀類・ジャガイモともにこの20年間のあいだに15倍以上に増えている。とりわけ、1895年前後を境に播種量は急増している。1893年と1895年の播種量は穀類・ジャガイモともに1.5倍以上の増加をみせた。流刑農民数がやはり95年前後に3倍近く増えており、彼らがこの時期のサハリン農業の拡大を中心になって支えたと考えることができよう。

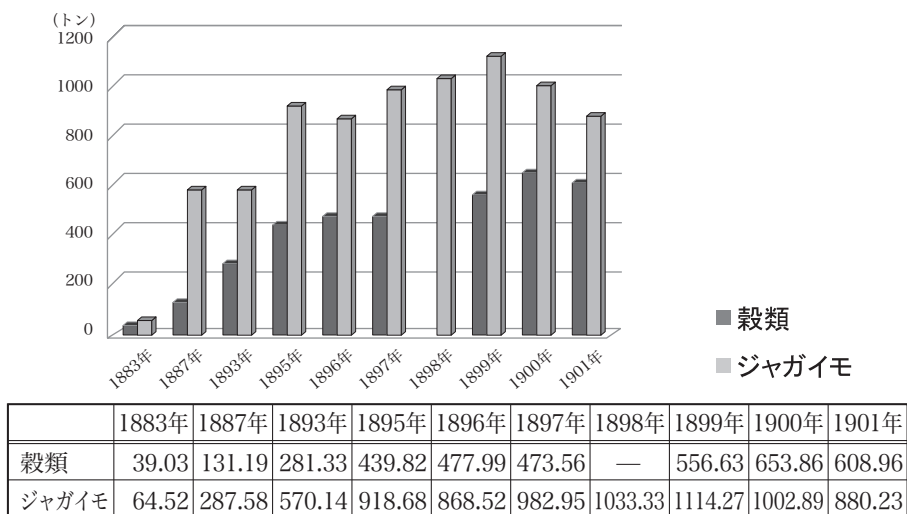
もっとも、その成長は右肩上がりのものではなかった。1896年以降は微増、1900年前後を境に傾向が反転していく。とりわけ、不作だった1900年とその影響を受けた翌1901年の落ち込みは顕著である。その原因は土地の量的・質的枯渇である。1890年代後半の入植囚・流刑農民の急増により、開拓地の規模が不足した。さらに、もともとやせている土地での農業は土壌を劣化させ、収穫率を落とした。

(137) Сахалинский календарь. О. Сахалин, 1897. С. 103; Обзор острова Сахалина за 1899 год. С. Ведомость № 1; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Ведомость № 1.

(138) Ищенко. Русские старожилы (前注18参照) С. 319-320..

(139) Там же. С. 206. 1デシャチーナは1.09ヘクタール。

図 2 農作物播種量 1883～1901年



※ 元データはプード。1 プード＝16.38 キログラムとして計算。小数点第3位以下四捨五入。

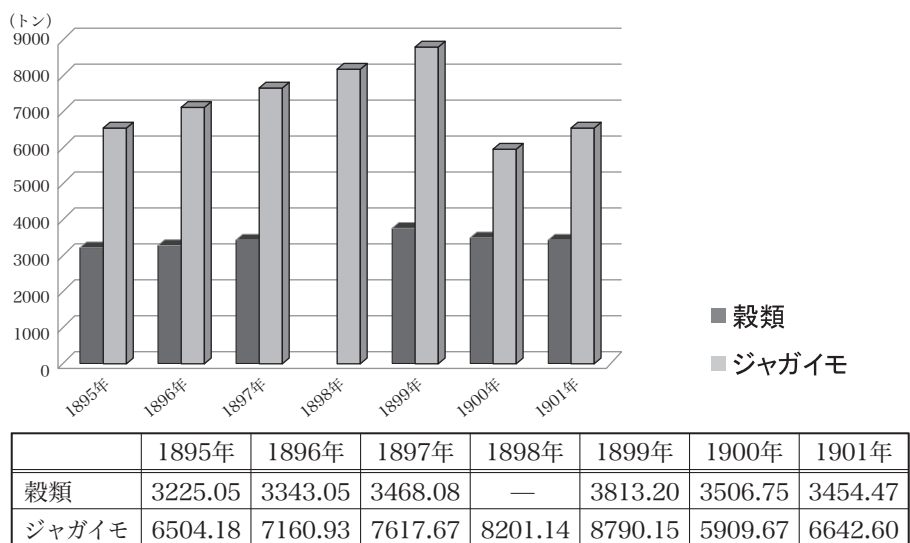
※ 穀類は小麦・ライ麦・燕麦。

出典：Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 217-218; Сахалинский календарь.

1897. 118-119; 1898. С. 96-101; 1899. С. 106-107; Обзор острова Сахалина за 1899 год. С. 34, 37;

Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Ведомость С. 24.

図 3 全島農作物生産量 1895～1901年



※ 元データはプード。1 プード＝16.38 キログラムとして計算。小数点第3位以下四捨五入。

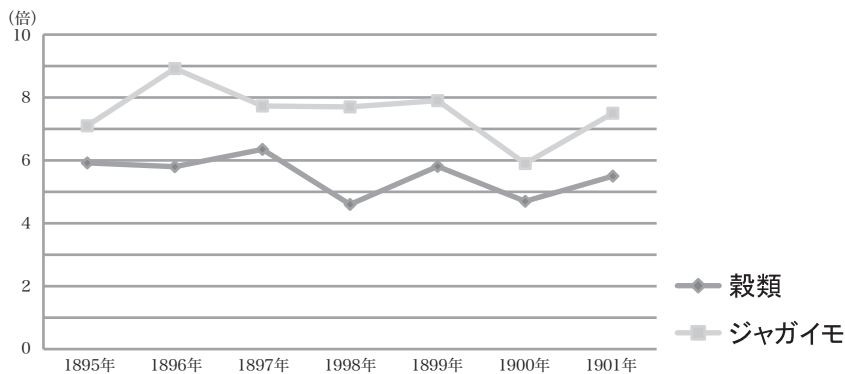
※ 1898年の穀類のデータは不明。

出典：Сахалинский календарь. 1897. С. 118-119; 1898. С. 96-101; 1899. С. 106-107; Обзор острова

Сахалина за 1899 год. С. 34, 37; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. Ведомость С. 24.

図4のグラフは播種量に対する収穫量の比率をあらわしたものである。これをみると、ジャガイモについては1896年、穀類については1897年をピークとして、生産率は落ち込んでいる。90年代は、その落ち込みを播種量の増加で補っていたが、1900年にはジャガイモの播種量が100トンほど減り、生産率の数字にもみられるように、生産量は前年比で3,000トンも減らしている。この時期以降、サハリンでは二圃式農業がおこなわれるようになり、休耕地が増えていった<sup>(140)</sup>。

図 4 全島対播種量比生産率 1895～1901年



|       | 1895年 | 1896年 | 1897年 | 1898年 | 1899年 | 1900年 | 1901年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 穀類    | 5.92  | 5.80  | 6.35  | 4.60  | 5.81  | 4.70  | 5.50  |
| ジャガイモ | 7.10  | 8.92  | 7.73  | 7.70  | 7.90  | 5.90  | 7.50  |

出典：以下の資料より作成。Сахалинский календарь. 1897. 118-119; 1898. С. 96-101; 1899. С. 106-107; Обзор острова Сахалина за 1899 год. С. 34, 37; Обзор острова Сахалина за 1900 и 1901 год. С. 24.

以上にみたように、日露戦争前のサハリン農業は手放しでその発展を評価できるほどのものとは決していえない。帝政期の植民問題の専門家A. A. パノフによれば、軍人ひとりに供給される穀物量は年間約23プード16フント(383.3キロ、1フントは410グラム)である。1901年の収穫量でみれば、国庫からの食料供給を受けていない農民全体の穀物については約5か月分、ジャガイモだけなら120日弱の量、合計しても9か月強分に足りる量にしかないとパノフは試算している<sup>(141)</sup>。

しかし、当局の人間が断定するほどサハリン農業は否定的な状況ではなかった。上記の統計情報はその正確性に一定の留保を要するとはいえ、1890年代にサハリン農業の規模が大きく拡大したことはやはり事実である。入植囚と流刑農民のうち労働不能者に対して

(140) Там же. С. 216-217.

(141) Панов. Сахалин, как колония (前注4参照) С. 73.

は国庫から食糧が配給されていた。しかしその数は1899年の場合、17,240人中337人にすぎない<sup>(142)</sup>。だとするならば、豊かといえるほどであったかどうかはともかく、入植者のかなりの部分は自給自足していて、それが可能なだけの農業の発展があったと考えるべきである。

その原動力は、流刑囚入植者たちの適応能力に求められよう。自然条件のまったく異なる場所に流されてきた彼らは、行政の指導も支援もないなか、故郷での伝統的方法で土地を耕しはじめた。当初は失敗の繰り返しだった。しかしやがて、土地に見合った技術を学習し、後進にそれを伝えていった。サハリン農業の発展は、単なるマンパワーの増加だけでなく、ただでさえ厳しい自然条件への入植者たちの適応に帰せられる。その過程において、島は彼らの土地になっていった<sup>(143)</sup>。サハリン人はこうして生まれたのである。

## おわりに：島内空間の認識論的断絶

流刑植民地サハリンに関するイメージと実態になぜこれほどの乖離がみられるのか。第1の理由は、やはり流刑囚に対する偏見である。政府側の認識において、「流刑囚」とはひとくくりの存在で、入植囚も流刑農民もあくまで「流刑囚」なのである。一刻も早く島を抜け出したい「社会のくず」が農業に成功するはずがない、という偏見が実態をみえなくしたのではないか。すでに指摘した農業調査のずさんさも、当局の認識をくもらせ、偏見を固定化させた要因であろう。その偏見が原因で、体系的かつ積極的な農業振興策が施行されなかったにもかかわらず、農業に進歩がみられたのは、当局が否定していた農民自身の創意と適応能力にその理由を求めるほかない。

第2に、公的機関の食料の外部依存性である。帝政期を通じて、行政府・軍・刑務所用の食料は外部からの移入に頼っていた。麦類はヨーロッパ部ロシアから、肉類はアメリカ製品をウラジオストク経由で、魚は塩漬け品を対岸のニコラエフスクから、それぞれ義勇艦隊船が運んでくる<sup>(144)</sup>。陸揚げされた食料はすべてアレクサンドロフスク中央倉庫に貯蔵され、島長官(武官知事)官房が各管区に分配する。ただし、同中央倉庫は浜辺の低地に建てられていたせいで、保管状態は劣悪であり、配給される食料は結果的に質・量ともに不十分なものになった<sup>(145)</sup>。

現地農民が生産した農産物も国庫は購入している。しかし、その量のごくわずかである。1895年の分についてみると、小麦については総生産量の6パーセント弱(89.77トン)、

(142) 苦役囚も含む流刑囚の家族と自由移民を含めると、1899年の総人口34,893人中1,705人が食料供給を受けており、その費用として22,548ルーブルが支出された。Обзор острова Сахалина за 1899 год. С. 28-30.

(143) Ищенко. Русские старожилы Сахалина (前注18参照) С. 221-223.

(144) Обзор острова Сахалина за 1899 год. С. 26.

(145) Саломон. О. Сахалин (前注85参照) С. 28.

ジャガイモをはじめとする野菜も7パーセント程度(476.76トン)しか納入されていない。行政府の見解によれば、「島の気候条件が悪いせいで、移入品よりもはるかに質が悪いからである」<sup>(146)</sup>。

一方、刑務所内でも看守の軍人と苦役囚の手で農業は試みられたが、その成果は微々たるものであった。7つあった刑務所のうち、農業がおこなわれたのはアレクサンドロフスク、ルイコフスコエ、デルビンスコエ、コルサコフの4刑務所である。畑の規模がもっとも大きかったルイコフスコエ刑務所において最大の収穫があった1895年についてみても、穀物の総収穫量が25トン弱で、ジャガイモは50トンに満たない。同年のアレクサンドロフスク刑務所では大麦が1.4トン、ジャガイモが36トンほど収穫されたにすぎない。翌年以降はすべての刑務所でその規模を減らしており、1897年のアレクサンドロフスクではジャガイモが4.1トン、穀類の収穫はほぼゼロで、ルイコフスコエでもジャガイモが11トン強、穀類は5トンほどしかとれなかった<sup>(147)</sup>。

公的機関が食料を移入に頼り、それが国庫に対して大きな負担となっていることを根拠に、サハリンの植民地建設を失敗と見なす言説構造はすでに1870年代にみられている。食料外部依存の構造と負担の大きさは世紀を跨ぐころになっても変わっていない。表3のとおり、サハリン島予算に占める食料購入費が占める割合は、苦役囚分の食料費だけをみても年間総予算の2～3割にのぼる。そして、食料の外部依存性＝植民地建設の失敗、という言説構造も流刑制度廃止まで変わらない<sup>(148)</sup>。しかし、この構造が成立するのはあくまで公的機関内部の世界である。すでに述べたように、事実上の農民である入植囚と流刑農民が暮らす世界では自給自足がほぼ可能な生活が成立していた。

表3 年間総予算 対 苦役囚用食料購入費(ルーブル)

|     | 1894年      | 1895年      | 1896年      | 1897年      | 1898年      | 1899年      |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総予算 | 638,355.14 | 682,186.02 | 760,584.01 | 617,712.53 | 530,069.50 | 511,664.99 |
| 食料費 | 173,546.35 | 163,116.00 | 246,004.61 | 122,701.45 | 147,000.00 | 130,000.00 |
| %   | 27.2       | 23.9       | 32.3       | 19.9       | 27.7       | 25.4       |

出典：Сахалинский календарь. 1897. С. 130; 1898. С. 52, 59; 1899. С. 66.

帝政期サハリンには、公的機関の人間および苦役囚で構成される世界と、入植囚・流刑農民が暮らす世界とのあいだに認識上の断絶があったのではないか。すなわち、同じ土地に居住しながら、関係の不在により、両者は認識上まったくの異空間に存在していた。アレクサンドロフスク・トゥイモフスク・コルサコフという3つの管区の行政府と刑務所に

(146) Обзор острова Сахалина за 1899 год. С. 26.

(147) Сахалинский календарь. 1897. С. 120-121; 1898. С. 110-111; 1899. С. 120.

(148) たとえば、Отмена ссылки на о. Сахалин (前注40参照) С. 402-403.

関わる人びとや、そこを中心に視察する外部からの観察者という権力者の言説が、植民地としてのサハリンに関する認識を形成した。社会に向かって発話する権利や能力を持った人間は、公的空間の外部にある入植者の世界については深く観察せず、関係を持つとうともしない。一方、入植者には発話する機会がない。サハリン島内部に認識上の境界があり、公的空間の内側の人びとに外の世界はみえていない。そして、境界の「こちら側」の世界についてのみの言説が構築され、反復され、それが中央におけるイメージをステレオタイプ化し、流刑植民地の建設を失敗であるとみなす言説構造が固定化し、実態はイメージを変えることができなかったのである。

日露戦争終結間際の1905年6月24日(新暦7月7日)、日本軍はサハリン島に上陸し短期間でこれを占領する<sup>(149)</sup>。ポーツマス講和会議で、サハリン島は、北緯50度を境界として日露共同領有とすることが決定された。会議では、流刑制度の廃止も日本側から強く要請された<sup>(150)</sup>。1906年4月10日、ロシア政府はサハリン流刑制度廃止の決定を公布した<sup>(151)</sup>。

しかし、戦う前から結果はみえていた。サハリンはすでに見捨てられていたのである。

(149) 日露戦争サハリン戦については、天野尚樹「見捨てられた島での戦争：帝国統治の限界と辺境の犠牲」原編『日露戦争とサハリン島』（前注3参照）、および同書所収の各論文をみてほしい。

(150) 日本側全権小村寿太郎の発言。外務省編『日本外交文書』第37・38巻別冊、日露戦争V、日本国際連合協会、1960年、490頁；*Глушков В.В. и Черевко К.Е. ред. Русско-японская война 1904-1905 гг. В документах внешнеполитического ведомства России: Факты и комментарии.* М., 2006. С. 517.

(151) Полное собрание законов Российской империи. Серия 3. Т. 26. СПб., 1912. № 27648.